

自転車は、道路交通法では「軽車両」として車の仲間です。
車道通行（左側端）が原則です。ただし、例外として、
交通ルールを守って歩道を通行することができます。

（例外として認められていることに注意!!）



① 自転車に乗って歩道を通行できる場合

- 「自転車歩道通行可」の標識がある場合
- 13歳未満の子ども，70歳以上の方，身体の不自由な方が運転する場合
- 車道又は交通の状況から，安全を確保するために歩道を通行することがやむを得ない場合

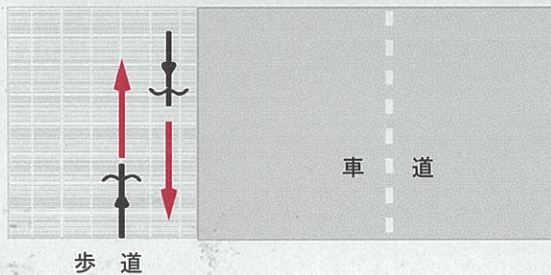
（例）・道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側を通行することが困難な場合
・著しく自動車等の交通量が多く車道の幅員が狭いなどのために追い越しをしようとする自動車等との接触の危険がある場合



「普通自転車歩道通行可」標識

② 歩道における通行場所

- 歩道の中央から車道よりの部分



- 道路標示により指定されている場合は，その部分



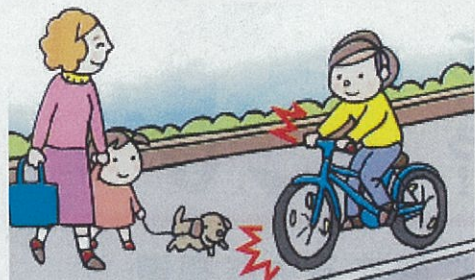
「普通自転車の歩道通行部分」標示

- ※ 歩道から車道に乗り入れる場合は右側通行にならないよう注意しましょう。
- ※ 対向するほかの自転車と行き違うときは，相手を右に見ながら避けましょう。

③ 歩道における通行方法

大原則～歩行者優先

- すぐに停車することができる速度で徐行
- 歩行者の通行を妨げるおそれのある場合には必ず一時停止



《安全運転の義務》

車道，歩道を問わず，自転車の運転者は，他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければなりません。（道路交通法第70条）